

令和4年10月6日
健康部生活衛生課

改正動物愛護管理法の施行に伴う本区の対応について

1 改正動物愛護管理法の概要

令和元年6月19日公布の「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（改正動物愛護管理法）が令和4年6月1日に施行された。それに伴い、犬や猫の繁殖飼育業者や販売業者にはマイクロチップ（MC）の装着と情報登録（登録された情報は環境大臣の指定登録機関により一元管理）が義務化されるとともに、装着されたMCは狂犬病予防法上の鑑札とみなす狂犬病予防法の特例制度（参加については自治体の任意）が開始された。

2 法改正に伴う検討事項

- (1) 狂犬病予防法の特例制度への参加について
- (2) MCを装着した犬からの登録手数料の取扱いについて

3 本区の対応

- (1) 特例制度に参加しない自治体には、MCを装着した犬や猫の情報が提供されず、犬を飼い始めた際の登録や転出入の際に自治体間での連絡により把握してきた飼い主情報の入手が困難となるため、本区は特例制度に参加する。
- (2) 犬の登録手数料は狂犬病予防法に基づき、飼い主が犬を自治体に登録した際の鑑札の交付という役務に対して徴収するものである。一方、MCを装着した犬に関する情報は指定登録機関から提供されたものであり、犬の飼い主から本区に対して直接登録の手続は行われていないことを考慮し、登録手数料の徴収は本区では行わない。ただし、MC未装着犬の飼い主が窓口で登録を行った際は、これまでどおり手数料を徴収のうえ鑑札を交付する。

